

実体概念として捉えた「福祉コミュニティ」の問題

—新たな主体形成への理論的視座を探るための予備的研究—

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究所
博士前期課程 麓 正 博

1. はじめに一問題の所在—

「住民参加」は、アーンスタインの八階梯説に従えば、少なくとも2000年の社会福祉法の施行以降、6段階目の“協働(パートナーシップ)”や次の“権限の委譲(権力の委任)”の段階に入り、「形式的参加」から「実質的住民の参画」(大橋謙策)の時代に入ったと言える。実質的参画の時代になったということは、行政との共同統治(ローカル・ガバナンス)が必要不可欠の時代になったということであり、それはまた、住民が公共の問題に対する“責任主体”たることを求められる時代になった、ということの意味する。それは、住民が本来の「自治」の担い手となり市民社会を形成するための必要条件でもあるが、しかしまた、「ボランティア」でありながら公共の「責任」を担うという、より強固な“主体性”の視点が求められるということでもある。

こうした問題に対して、荻谷剛彦は、「私たちコミュニティの住人が“責任主体”とならざるを得ない時代」¹になったとして、教育という角度から重要な問題提起をしている。要約すると、およそ次のようになる。

90年代以降、「参加」や「共同」という議論が主流をしめるようになったということには、主体性をめぐる前提の違いが埋め込まれている。参加が進展すると、参加という機会の開放性を原理とするロジックに基づき、その結果責任を参加者(住民)の側に求める根拠ができあがり、自己責任論は強まって行く。責任を伴う参加の原理が強まれば強

まるほど、“市民としての主体性”とか“自覚した市民”とかの理想に関係なく、結局「身の丈に見合った主体性を前提に、その力能の範囲で…」の権利の行使が求められるようになって行く。しかし、また一方で「そのことは直ちに、一人ひとりの個人の自己責任ばかりが強調されるわけではない。ギデンスも言うように、個々人の“生きることの政治”への参加の結果として、“共同責任”が発生することを無視できないからである。…」として、問われているのは「個人化した社会において、いかに共同責任の基盤をつくりだすか」だ、という論点とともに、「コミュニティ」という場の重要性を指摘している。

ところで、この「自発性」と「責任性」のジレンマを乗り越える方法は大きく二つある。一つは、個人の力に重点を置いた方法であり、これは強い力能をもった個人を前提としている。もう一つは、集団的な緩やかな連帯に重点を置いた方法であり、これは誰もが自発性を損なうことなく参加できるようにすることを前提としている。この両者の違いは、「主体」のあり様ばかりでなく、コミュニティのあり様を大きく変え、「福祉コミュニティ」の内実に深く関わると考えられる。前者の場合は、参加してもしなくてもその結果責任を負うということになれば、多くの人々はより楽な参加しない方向を選び、少数の力ある者だけが参加するようになる。そこでは、それぞれが合理的判断に基づき行動するが、「合成のジレンマ」が起り、どんなに優れたシステムや制度を導入しても、その活動性や実行性は著しく悪くなる。後者の場合は、個人の責任は分散されるので、リスクを恐れることなく参加でき、安心して個々の自発性を発揮できる。信頼や協力の関係が培われ、結果的に制度やシステムの活動性・実行性は向上する。こうした視点は、昨今の分権化の流れの中で顕われないわゆる「地域間格差」を説明する一つの有力な論拠になると考えられる。

2. 本論の目的

この二つの方向への視点は、近年のソーシャ

¹ 荻谷剛彦「創造的コミュニティと責任主体」(講座『新しい自治体の設計(全6巻)』第5巻、荻谷剛彦編『創造的コミュニティのデザイン』所収、2004年、有斐閣、P10～)

ル・キャピタル論の知見とも一致する。その理論の精緻な論拠を示したR.D.パットナムは、イタリア全土を対象とした20年に及ぶ調査研究²の中で、その二つの方向性の違いを実証的に明らかにし、その要因を「市民的共同性」の違いに求め、市民の信頼と協力に基づく社会関係資本の重要性を提示した。しかし彼は、その調査の結論として、それを培った北部と南部の1000年の歴史文化的伝統の違いを強調したために、そうした社会関係資本を育む伝統を有しない多くのコミュニティには宿命論的閉塞感を与えることになってしまった。

肝心なことは、その歴史文化的な流れの根底にあった“原理”を探り、それを現代に生かすしくみを構築することである。今回の報告は、その原理を探る一つの試みでもある。

以上の問題意識にそって、本論の目的を次のように設定する。

- (1) コミュニティの歴史文化的な流れの根底にある“原理”を探ること

- (2) 市民的共同性＝「共同責任」の根拠とそれを現代に可能とする論理の方向を探ること
- (3) それらの仮説をもとに、今後の「福祉コミュニティ論」「主体形成論」への論点と課題を整理すること

3、「実体概念」として捉える、ということについて

考察に入る前に、本論文のテーマに掲げた「実体概念」ということについて説明しておきたい。

筆者は、「コミュニティ」をパーソンズ的な機能と構造という枠組みで捉えることや、またそれを何か理想化された「楽園」のように捉えることに、大きな疑問を抱いてきた。その理由は、そうした枠組みではコミュニティと人間との本来的関係が十分に把握できないと考えてきたからである。

筆者は、「コミュニティ」を動体的・全体的に捉える必要があると考えている。それには、次の図のような枠組みが必要と考える。



「福祉コミュニティ」概念は、地域福祉論の展開とともに論じられた概念であり、近年実践的な進展によりいくつかの自治体では現実味を帯びて意識されてきたものの、「地域社会の内部に存在する“機能的コミュニティ”」(牧里毎治)という側面が強調され、目標概念、期待概念、規範概念としての位置づけが強く、実体としての論究がないために理論的には未確定な部分が多い。また、社会学の中での「福祉コミュニティ」概念は、論者により多義的で確定的なものはない。奥田道大は、「結論

的に言って、福祉コミュニティへの一つの立場、一つの視点での定義はないと言うのが実情だろう。事例自体が、生成発展、あるいは再編をくりかえしているように、ひとたびくだした定義自体が訂補をくりかえす。共通の理解としては、(1)人と人との基本的結びつき、(2)地域生活の新しい質を含んでいることは、確かである」³と論じ、新たな生活課題と住民運動に重点をおいた実態的な把握から「福祉コミュニティ論」を展開している。しかし、

² Putnam, Robert D. 1993. "MAKING DEMOCRACY WORK: Civic Traditions in Modern Italy" Princeton University Press. [邦訳：河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』2001年、N T T出版]

³ 奥田道大・和田清美編著『福祉コミュニティ論』(1993年、学文社)

⁴ 松原・似田貝編著『住民運動の論理』(1976年、学陽書房)、蓮見音彦・山本英治・似田貝香門共著『地域形成の論理』(1981年、学陽書房)、等参照

ここには70年代から80年代にかけて展開された住民運動論・地域形成論⁴を乗り越える視点は見当たらず、機能や構造の内在的分析の視点が弱いため、かえって“実態”のもつ意味もあいまいなままである。

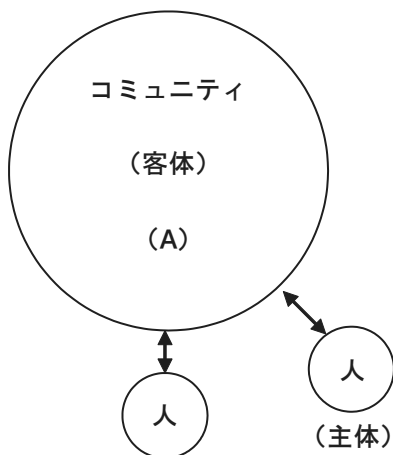
「コミュニティ」を機能的に捉えるだけでは一面的であり、その視点から「福祉コミュニティ」を論じても目標概念、期待概念以上のものが出てくるとは思えない。現代のように複雑化した「コミュニティ」を全体的・動体的な実体概念として

捉えるには、まず歴史・文化性の観点を加え、「コミュニティと人間の関係」をその成り立ちから発生的に問う作業が必要である。そのことによって、単純なものから複雑なものへの理解が可能となるのではないかと考える。

4、コミュニティと人間の関係性

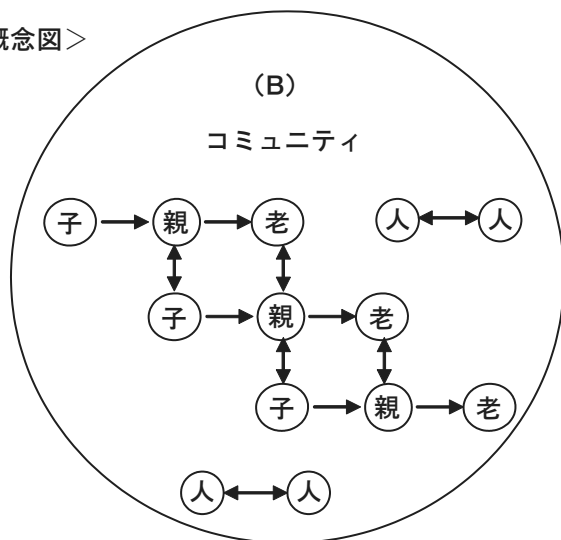
では、人間にとって「コミュニティ」とは何か。筆者の考えるコミュニティとは、次のようなものである。

＜コミュニティの概念図＞



＜主体＝客体・個体主体論的パラダイム＞
（労働・生産パラダイム）

左の(A)図は、人(認識主体)がコミュニティを客体として捉えるこれまでの認識方法であり、ここでの主体は常に他とは区別された特別な位置におかれている。これは、近代の主体＝客体・個体主体論的パラダイムに基づいた認識枠組みである。それに対して、右の(B)図は、人は常にある言葉と文化を持った人間(他者)との関係の中におり、またその関係性の中で成長・発達し、やがて自らが歴史・文化の担い手となって次世代を育て、やがて老いて行くという人間観に基づいている。これは、人と人の関係が常に相互作用的な間主観的關係としてあるという相互主体論的パラダイムに基づいた認識枠組みである。この枠組みからコ



＜間主観的・相互主体論的パラダイム＞
（コミュニケーション行為論的パラダイム）

ミュニティを「客観的」に捉えるには、認識する主体(自己)を一度メタ認知的に捉える操作を必要とする。

相互主体論的パラダイムからみるコミュニティとは、およそ次のように規定できる。

(※以下の論考は、神野直彦、マッキーヴァー、ミード、ワロン、ヴィゴツキー等の諸説を参考としている。)

- (1) 人間は、類的・共同的存在として、人と人の間に生まれ、コミュニティの一員として育ち、やがてコミュニティを構成する一個の人間になっていく。人間は、コミュニティをつくる存在である前に、コミュニティによってつく

られた存在なのである。人は、個人としてコミュニティに入るのではなく、コミュニティにあって人々との相互作用を通して個人となるのである。

- (2) 人間は身体性をもって誕生するが故に、存在の個性性と生存の共同性という両義性を宿命的にもつ。コミュニティとは、その両義性を止揚する人間の本質的な存在形態なのだと考えられる。人間の個体的側面のみを強調する個体主体論や個体能力論の世界観は、市場が要素市場へと発展し、人が土地や具体的労働から「自由」になり、抽象的価値尺度で測られるようになった“近代”の産物である。
- (3) 都市は、コミュニティとコミュニティの間に形成される“市場”を中心として発展した。都市は人や物の交流の場ではあるが、もともとは共同的紐帯の少ない場である。しかし、そこに人が住むようになると、一種の擬似コミュニティが数多く形成されるようになる。人為的なコミュニティづくりが求められ、新たな社会構造が形成され、「自治」はそこに芽生える。それ故、「コミュニティ」は都市(化)の拡大とともに対自化され、認識の対象になって行く。
- (4) 市場化が進み、人々の多くが土地の移動を余儀なくされると、コミュニティは大きく変貌して行く。コミュニティが喪失すると、人間は個化して行く。個化された人が生存して行ける物質的根拠は、「労働の社会化」「生活の社会化」の進展と商品流通に支えられた「見えなくなった共同性」にある。現代は、あらゆる場が都市化され、個化された社会だと言える。
- (5) また、そうであるが故に、コミュニティの中にあつた「共同作業」は社会化された労働の中に吸収され、「共同責任」は国家や自治体行政の諸制度に姿を変えて行った。したがって、地域の公共的問題や「共同責任」をめぐる議論は、自治体・行政の議論抜きに語れなくなったのである。

5、「基底コミュニティ」とその意義

コミュニティは、産業化の進展とともにその機能や構造を大きく変え、「共同作業」「共同責任」という具体的紐帯も消えて、現実の様相を一変させた。しかし、労働的紐帯がなくなったとしても、コミュニティの中の共同的紐帯がすべてなくなったわけではない。コミュニティは、何より人々の発達や成長の初期環境として、言語や文化の拠り所として、日常生活やアイデンティティの形成の場として重要な場であり続けた。

「基底コミュニティ」という概念を定義すると、次のようになる。

- (1) コミュニティは、人間の両義性を止揚する本質的な存在形態であり、コミュニティと人間は、精神的にも物質的にも一つの代謝系をなしている。それ故、人間はコミュニティなしでは生きられない。これが、「基底コミュニティ」という概念の根幹をなす。
- (2) 人々の「生活の場」と「生産の場」がほぼ同じ場所で営まれていた時代には、この「基底コミュニティ」は即自的な当たり前のものとして存在し、人と地域は一体的な暮らしを築いていたと考えられる。多くの人々が移動を余儀なくされ、個化されると、市場で得る貨幣と財によってのみ生活が営まれるようになり、「基底コミュニティ」は縮小し、「コミュニティ」は対自化されて行く。
- (3) しかし、類的・共同的存在である人間は、コミュニティなしでは生きられない。それ故、「擬似的コミュニティ」や「アソシエーション」を多層的に形成し、精神的・物質的代謝を補って生活して行くようになる。しかし、市場化がすすむと、その「擬似的コミュニティ」でさえも貨幣化されて行く。
- (4) 「基底コミュニティ」は、地域を移動できない人たちや比較的移動の少ない人たち(子ども、高齢者、子育て中の女性、等)にとっては、自らの精神生活や成長等にとって重要な場であることに変わりなかった。この「基底コミュニティ」の喪失や崩壊は、まずこのよう

な人たちから影響が出始める。人はすべてのコミュニティとの代謝が絶たれると、生活基盤とともに社会的規範や自己をもなくす。

6、これまでの要約と新たな仮説

これまでのことを、整理要約すると、次のようになる。

- (1) おそらく、人間にとって「基底的コミュニティ」を維持・発展させることは、自らの存在や生存を守る上でも中心的な課題であった。それこそが、歴史を貫く公共的テーマだったのであり、コミュニティの一貫した「共同責任」の対象だったとも言える。
- (2) そのコミュニティのあり様は、「基底的コミュニティ」をどのように築いてきたのか、その歴史文化性を反映している。「基底的コミュニティ」を、どのような「共同責任」のあり方(しくみ)の中で実現させてきたのか。その展開の歴史文化性が、コミュニティの「形」を決めてきたのではないか。
- (3) 別な言い方をすれば、そのコミュニティの中の「主体」のあり様は、そのコミュニティの公共的問題への「共同責任」のあり様(個人の責任に重点を置くか、集団的連帯に重点を置くか)を反映しているということでもある。それは、人々の信頼・協力関係の違いを形成し、公共的課題への参加のあり方を決め、そのコミュニティの「公私関係」のあり様を決めてきたとも考えられる。こうした地域の土壌の違いが、現在の制度やシステムの活動性・実行性の違いを生み、「福祉コミュニティ」の内実を決定づけると考えられる。このことは、地域分析の重要な視点(指標)になるのではないかと考える。
- (4) 「コミュニティ」を復権し、「福祉コミュニティ」を構築する鍵は、コミュニティの関係性(しくみ)を見直し、人間とコミュニティの代謝を活性化させ、共同性を回復させることにあるであろう。

7、おわりに―結論と今後の課題にふれて―

本研究で目標としてきたのは、「一般コミュニティ」と「福祉コミュニティ」を分けて論ずる岡村重夫の立場ではなく、それらを分けずに統一して論ずる大橋謙策の主張の方向性を更に発展させて考えるということである。しかし、それには、「コミュニティ」「福祉コミュニティ」を目標概念・期待概念のレベルで捉えるのではなく、それらを実体概念として捉える作業、及びICFの視点とソーシャルキャピタル論との結合点(「共同責任」)を探究する作業が必要だった。そこから得られた今回の論考の結論部分は、次のような点にある。

「コミュニティ」そのものの中に内在する両義性がある関係性(しくみ)の中では信頼と協力で結ばれた「福祉コミュニティ」として現われ、またある関係性(しくみ)の中では不信と個性がすすみコミュニティそのものの喪失として現われる。私たちはこれまで、先進的自治体の実践が他へ影響を及ぼし、それが一つのモデルとなって全体の水準をあげて行くと考えていたが、勿論実践的にはそういう可能性も十分にあるのだが、理論的にはどうも二極化の方向にすすむ可能性が大きいのではないか。それが、分権化の進展の中で現実的に「地域間格差」となって顕われてきているのではないかと、というのが私なりの仮説である。

今後は、この仮説の検証を行うことは勿論だが、いわゆる「遅れている自治体」の問題をもっと理論的に研究して行かなければならないと考えている。そこをきちんと論じられなければ、地域福祉論は大きな忘れ物をしている感が否めないからである。そこに、どんな手立て・支援が可能なのか、地域の質を問うどんなアセスメント指標が可能なのか、実践仮説の根拠となるものは何か、どのような理論的視座が必要なのか。それには勿論、先進的自治体の実践に学ばなければならないが、現時点では「コミュニティソーシャルワーク」の実践の視点と市民がつくる「新たな公共圏」「コミュニケーション的行為」、及び市民と行政(自治体)の共同統治としての「ソーシャルガバナンス」の研究とが必要かと考えている。その理論化に向けて、

今後とも研鑽を続けて行きたいと思う。

「都市農地を活用した地域福祉の展開」

NPO法人くろめ・一步の会

院前期 2008年卒 宮 秋 道 男

<参考文献>

- ・ 荻谷剛彦「創造的コミュニティと責任主体」(講座『新しい自治体の設計(全6巻)』第5巻、荻谷剛彦編『創造的コミュニティのデザイン』2004年、有斐閣所収)
- ・ 新明正道監修『現代社会学のエッセンス—社会学理論の歴史と展開』(1972年、ペリかん社)19佐藤勉「パーソンズの理論」P 310-311、及び、佐藤勉『社会学的機能主義の研究』(1971年、厚生閣)
- ・ 神野直彦『地域再生の経済学』(2002年、中公新書)
- ・ R.M.マッキーヴァー『コミュニティ』1917年(中久郎・松本通晴監訳、1975年、ミネルヴァ書房)
- ・ G.H.ミード『精神・自我・社会』(河村望訳、1995年、人間の科学社)
- ・ H.ワロン『児童における性格の起源』(久保田正人訳、1965年、明治図書出版)
- ・ H.ワロン『身体・自我・社会』(浜田寿美男訳編、1983年、ミネルヴァ書房)
- ・ R.C.ヴィゴツキー『「発達」の最近接領域」の理論』(土井捷三・神谷栄司訳、2003年、三学出版)
- ・ 柴田義松『ヴィゴツキー入門』(2006年、子どもの未来社)
- ・ R.D.パットナム『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』(河田潤一訳、2001年、NTT出版)
- ・ 内閣府経済社会総合研究所編「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」(平成17年8月)
- ・ 世界保健機関(WHO)『ICF国際生活機能分類—国際障害分類改定版』(2002年、中央法規出版)
- ・ 上田敏『ICFの理解と活用』(2005年、きょうされん発行、萌文社発売)
- ・ 大橋謙策「わが国におけるソーシャルワークの理論化を求めて」(『ソーシャルワーク』Vol.31 No.1 ソーシャルワーク研究所編、2005年、相川書房所収)、他

◆はじめに

私は、実践経験をベースにした本テーマで、アクション・リサーチという手法を使いながら、修士論文を提出したが(2008)、その際の実践的研究の視点には、以下のような特徴がある。

- 1) 農地・農業を福祉的に活用する実践例はこれまで多い(例：北海道家庭学校、栃木のこころみ学園等)が、そのフィールドを都市部に限定するものは少ない。
- 2) 生産緑地法(1974)や相続税猶予制度(1985)等により、日本の都市部に確実に農地が残るが、それらの法制度があるが故に、逆に、一部で粗放農地(年間一作程度)が発生しており(地方で発生しているのは遊休農地)、その粗放農地に着目したこと。
- 3) 食料・農業・農村基本法(1999)が制定され、戦後初めて、都市農業への施策の必要性が打ち出され、その具体的な提起が求められていること。
- 4) 「地域福祉」の視点から考えると、地域にこれまで以上の社会資源が求められている中で、人と地域のエンパワメント(癒し、雇用、コミュニティづくり)として、都市農地を活用できる可能性が高いこと。
- 5) 「集客力が高い」都市農地を活用することで、「ソーシャル・インクルージョン」の実践の場として発揮しやすいこと。実際、多くの新たな出会い、広がりのある実践が生まれていること。
- 6) ソーシャル・インクルージョンの具体的な形として、ヨーロッパで広がる「ソーシャル・エンタプライズ」、ないし「ソーシャル・ファーム」の日本的展開として「社会的事業所」をめざすとりくみを志向することに無理がないこと。